西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

個人情報の収集について (諮問)

西東京市個人情報保護条例(平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。) 第25条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

総合行政ネットワーク(以下「LGWAN回線」という。)を利用した子ども育成支援総合相談システム(以下「総合相談システム」という。)の導入に伴い、健康福祉部健康課(以下「健康課」という。)が保有する妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者並びに妊産婦の情報を子育て支援部子ども家庭支援センター(以下「子ども家庭支援センター」という。)が収集し、子ども家庭支援センターが要保護児童及び当該児童の保護者並びに特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に該当した場合に当該情報を利用したいため、本人及びその保護者から情報収集の同意を得ず、必要な個人情報を本人以外のものから収集すること(条例第8条第2項)並びにそれに伴う本人通知の例外(条例第8条第3項)について諮問する。

2 諮問理由

要保護児童等への支援及び昨今の社会情勢における公益上の必要性から、次の理由により、西東京市個人情報保護審議会に諮問する。

(1) 虐待に対応する迅速な判断の必要性

子どもの虐待に対応するためには、迅速な判断が必要である。そのためには、 支援記録の一元化及び必要時の個人情報に関わるデータの利用により、迅速な 判断ができる体制が必要である。

(2) (仮称) 子育て世代包括支援センターとの連携の必要性

平成28年の母子保健法(昭和40年法律第141号)の改正により、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を行う(仮称)子育で世代包括支援センター

の設置に向けた努力義務が、同法に規定された。西東京市(以下「本市」という。)は、令和2年度、健康課に設置する予定である。

また、平成28年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、子ども 家庭総合支援拠点として子ども家庭支援センターを位置付け、児童虐待の支援 体制を早期に調整する必要が規定された。このことにより、(仮称)子育て世代 包括支援センターが担う母子保健施策と子ども家庭支援センターが担う子育て 支援施策の連携及び調整を図るものとされた。

(3) 平成28年児童福祉法の改正による母子保健施策と情報連携の必要性

児童福祉法の改正により、病院、学校等から市に対して、同法第21条の10の 5の規定に基づき、要保護児童等の情報が提供されることとなり、現状、子ど も家庭支援センター及び健康課がそれぞれ情報提供を受けている。

また、母子保健法の改正により、同法第5条の2.の規定に基づき母子保健施策と乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に係る施策との情報共有が必要であるとされた。

(4) 子育て家庭に対する早期支援及び予防策の必要性

本市における平成30年度要保護児童等の新規相談件数は1,138件であり、一番多い年齢は0歳児となっている。また、健康課からの新規相談件数は161件であり、緊急時は電話により情報共有をしている。さらに児童虐待件数は年々増加しており、平成30年度は363件と、平成25年度の6倍となっている。

庁内10課で開催している子ども相談支援あり方検討会では、成長に伴って問題が深刻化することを未然に防ぐ必要性について意見を受けている。

3 収集する個人情報の内容

(1) 収集する個人情報

区分	内 容	利用方法
①妊娠届出書	ア 妊婦及びパートナーの属性	特定妊婦の確認
	イ 出産に関わる情報	支援の必要性の確認
	ウ 妊婦の健康状態及び生活状況	健康状態、生活環境の確認
	エ 医療機関の情報	今後の連携先の確認
②出生届出情報	出産に関わる情報	母子の健康状態の確認

赤ちゃん訪問	ア 出産に関わる情報	多胎児の有無の確認
	イ 養育者の健康状態	養育者の心理状態の確認
各健診	ア 子どもの健康状態	発育状態の確認、養育環境の確認
	イ 支援状況	支援者、支援程度の確認
	ウ 養育者の健康状態・生活状況	養育環境の確認
⑤予防接種	接種状況	子どもの安否確認
	実施医療機関の情報	今後の連携先の確認

- (2) 個人情報保有部署 健康福祉部健康課
- (3) 個人情報の提供先 子育て支援部子ども家庭支援センター

4 連携方法

- (1) 健康課が保有する妊娠期から就学に至るまでの児童及び当該児童の保護者 並びに妊産婦の個人情報について、LGWAN 回線を利用し総合相談システム内に 収集する。
- (2) 要保護児童等として支援が必要な期間に限り、健康課の承認に基づき、利用に係る制限を解除する。
- 5 運用開始時期 令和3年1月以降

6 個人情報の管理

- (1) 人的セキュリティ対策
 - ① 内部情報系端末での利用者認証、利用者単位での利用制限、情報利用記録の保管を行う。管理責任者として、事業担当課長である子ども家庭支援センター長が適正に管理する。
 - ② 当該個人情報を扱う利用者は、定期的に管理責任者が行う情報セキュリティ研修を受講し、守秘義務を含めた情報管理を行う。
 - ③ 子ども家庭支援センターが、健康課より収集した個人情報を利用する場合は、当該情報の必要な期間においてのみ、利用に係る制限を解除するものと

する。

なお、当該利用制限の解除については、健康課職員が行うものとする。

(2) 物理的セキュリティ対策

子ども家庭支援センターが収集した個人情報の提供は、要保護児童対策地域協議会の構成機関に限定する。また、情報提供したときは、当該年月日、提供先、目的、対象者、提供項目等を文書により記録し、提供するデータの内容は必要最小限の範囲にとどめることとする。

なお、紙媒体の個人情報は、施錠した保管庫への収納により漏えい等が生じないよう適正に管理する。

7 個人情報の廃棄

- (1) 要保護児童等への支援が終結した後は、子ども家庭支援センターで必要な情報のみを総合相談システム内に保管し、利用した個人情報を含む不必要なデータは廃棄する。
- (2) 児童の年齢が18歳に到達したとき又は支援が終結したときは、総合相談システム内の当該個人情報を速やかに廃棄し、廃棄した年月日、消去を実行した担当者名等について記録するものとする。